

## 不祥事防止対策について

R6.2.2  
入札監理課

## 1 入札事務に係るコンプライアンス特別研修の開催について

## (1) 目的

今般、収賄事件、不適切な事務処理、利害関係者からの物品受領等職員による不祥事が相次いで発生したことは、一部の職員による行為としてだけでなく、県庁全体に対する県民の信頼を失い、重要施策の遂行に支障が生じかねない深刻な事態である。

このため、これまでの研修に加え、特に公共工事関係業務に携わることの多い職員を対象とした特別研修を実施することにより、職員一人一人のコンプライアンス意識を改めて徹底するとともに入札事務におけるポイント等について学び、自分事として真剣に考えることにより、二度と不祥事を起さない職場づくりを推進する。

## (2) 実施時期

集合研修及びWeb研修：令和5年10月16日、31日

動画研修：令和5年10月16日～11月15日

## (3) 研修内容

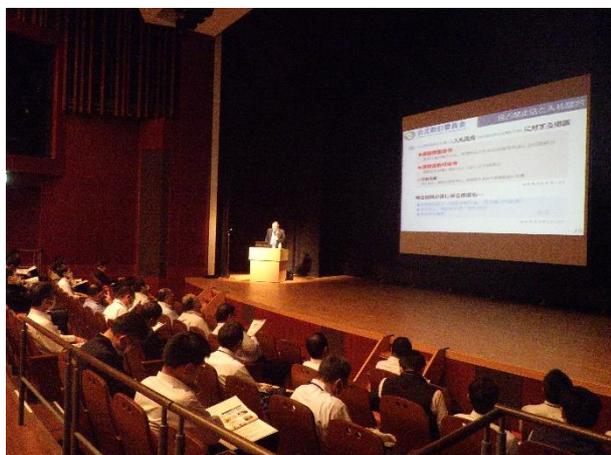
- ①幹部職員による講話（農林水産部幹部又は土木部幹部）（15分）
- ②公正取引委員会東北事務所総務課長による研修（90分）
- ③入札監理課職員による注意事項（15分）

## (4) 受講状況

- ・受講者計：1,175名（集合研修：622名、Web研修：154名、動画研修：399名）
- ・研修時に不祥事防止に係るリーフレットを配布

## (5) 今後の実施方針

令和6年度以降についても、年1回の研修を継続して実施する。



コンプライアンス特別研修受講状況

## 2 再発防止策の履行状況の確認・点検について

### (1) 目的

令和5年7月7日開催の福島県入札制度等監視委員会の不祥事防止対策に係る提言に基づき、入札業務に係る情報漏えい防止対策の履行状況について、定期的に点検を行うことにより、不正行為を起こさせない環境を維持する。

### (2) 実施時期

- ①チェックリストを用いた自己点検（全ての発注機関）：令和5年10月～12月
  - ・ 各種システムに係るID・パスワードの管理方法、設計図書等の決裁回覧・保管方法、業者との打合せに係る状況について点検。
- ②立入点検（農林水産部及び土木部の出先機関を抽出）：令和5年11月
  - ・ 実際に事務所に訪問し、自己点検と同様の内容を直接確認するほか、職員に対するヒアリングにより、情報管理の実態を点検。

### (3) 実施結果

- ①自己点検
  - ・ 回答数：225
  - ・ 各種システムに係るパスワードの管理方法、書類の管理状況等については概ね適正。
  - ・ 業者との打合せに際し、約20%の所属で担当者等が1人で対応している状況であるが、ほとんどの場合オープンスペースでの対応であり、個室での対応は回避できている。（日常的に入札業務を実施していない所属で職員1人での対応が多い傾向。）
- ②立入点検
  - ・ 点検箇所数：農林水産部、土木部の出先機関15事務所に対して実施。
  - ・ 7事務所において、実際には各種システムを使用しない職員にIDを付与していたり（6事務所）、他者のIDを利用（ID付与対象ではあったが、初期パスワード変更手続きをしなかったためIDを失効し、安易にIDを借用して使用していた）していたりした（1事務所）など、ID管理等に不備が認められたことから、該当する事務所に対し未利用IDの削除や適切なIDの申請・付与等を指示し、改善結果の報告を受けたほか、各部の主管課を通じ各部内への注意喚起、周知徹底を図った。

### (4) 今後の実施方針

- ・ 今年度の自己点検、立入点検結果については、改めてとりまとめ結果を全庁に示し、情報漏えい防止対策のより一層の強化を図る。
- ・ 来年度以降、自己点検については、農林水産部及び土木部の発注機関にあっては毎年4月末まで、その他の発注機関にあっては5月末までに実施する。  
また、今年度初めての実施であり、チェック項目や設問に分かりにくい箇所があったことを踏まえ、チェックリストを一部修正するなど、来年度以降に向けて実施方法の改善を図る。
- ・ 同じく、立入点検については、農林水産部及び土木部の出先機関において年度毎に抽出して実施する。（2年度で全ての出先機関を点検する。）  
また、その他の発注機関においては、自己点検の結果や入札件数の状況等特に必要と認められた場合に実施するほか、不適切な取扱いに対する問合せ等があった発注機関に対しては必要に応じて速やかに実施する。